

はじめに

名古屋市の自殺者数は、平成 10(1998) 年に急増して以降、年間 5 百人に迫る状態が続いていましたが、平成 18(2006) 年に「自殺対策基本法」が制定され、様々な取り組みにより自殺対策を推進した結果、減少傾向が継続し、平成 30(2018) 年には 3 百人を下回りました。しかし、令和元(2019) 年に増加に転じた後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、年間 3 百人を超える方が自殺で亡くなられており、特に女性や子ども・若者が増加傾向にあるなど、非常に厳しい状況が続いております。



こうした状況の中、令和 4(2022) 年 10 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響や女性及び子ども・若者の自殺者数の増加への対応など、より一層自殺対策を総合的・計画的に推進するため、令和 5(2023) 年度から令和 9(2027) 年度までを計画期間とした「いのちの支援なごやプラン（第 2 次）（名古屋市自殺対策総合計画（第 2 次））」を策定いたしました。

本計画では「自殺の予防」、「自殺の防止」、「自死遺族に対する支援」の 3 つの視点に立ち、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む、生きることの包括的な支援として、行政の各部門が相互に連携・協働しながら、関係機関、民間団体、企業、市民の皆様と連携し、総合的な対策を推進してまいります。

全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができるよう、とりわけ、成長していく過程で様々な不安や悩みを抱える子どもについては「日本で一番子どもを応援し、一人の子どもも死なせないマチ ナゴヤ」を実現できるよう、全市をあげて自殺対策に取り組んでまいります。今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、名古屋市自殺対策連絡協議会及び名古屋市自殺対策総合計画策定検討会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和 5 年 3 月

名古屋市長 河村 たかし